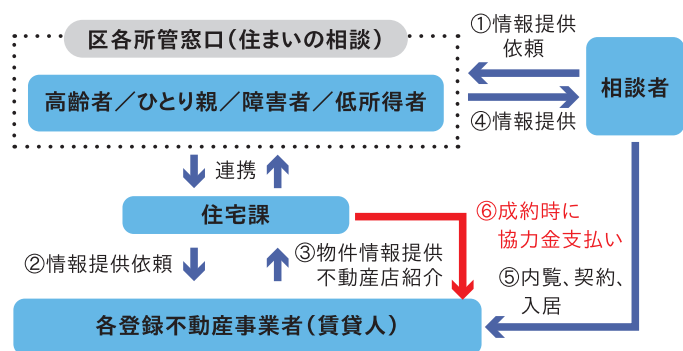


住まい探しのサポート

13 住宅確保要配慮者入居促進事業

事業概要

- 区内に引き続き2年以上居住している、高齢者・ひとり親世帯・障害者・低所得者を対象に、不動産事業者と区が連携した民間賃貸住宅のあっ旋を行います。



※高齢者、障害者は既存のあっ旋制度などと連携

- 不動産事業者からの情報提供により、申請者が賃貸借契約を締結した場合は、民間賃貸住宅の賃貸人と仲介した不動産事業者に対して協力金を支払います。協力金を支払うことで、要配慮者の入居を促進します。

問合せ先

- **高齢者**: 高齢者地域支援課 高齢者住宅担当
TEL:03-5742-6735 FAX:03-5742-6882
- **ひとり親世帯**: 子ども家庭支援センター ひとり親相談係
TEL:03-5742-6589 FAX:03-5742-6387
- **障害者**: 障害者支援課 障害者支援係
TEL:03-5742-6707 FAX:03-3775-2000
- **低所得者**: 品川区暮らし・しごと応援センター
TEL:03-5742-9117
- **事業について**: 住宅課 居住支援係
TEL:03-5742-6777 FAX:03-5742-6963



町会・自治会

町会・自治会は、地域住民の親睦やつながりを深めるとともに、地域の課題を解決するための活動を行っています。

活動内容

- 防犯、防火パトロールや防災訓練、災害時に必要な器材の備え
- 資源の回収(リサイクル活動)やまちの美化活動
- 親子で参加できる行事やおまつりの実施、親子レクリエーション活動
- 地域の「支え愛活動」への協力や、災害時にひとりで避難することができない方々に対する避難所への誘導
- 日赤募金や共同募金などの社会福祉活動
- 区や町会の掲示板、回覧板による必要な情報発信 など

問合せ先

- 地域活動課 地域支援係
TEL:03-5742-6690
FAX:03-5742-6877
または、お近くの地域センターへ



民生委員・児童委員(定数325人)

民生委員・児童委員は、地域住民から福祉に関する相談を受け、区などにつなぐパイプ役を務めています。

活動内容

- 相談・支援活動
- 地域ボランティア活動
- 区や社会福祉協議会の事業への協力

問合せ先

- 福祉計画課 民生委員担当
TEL:03-5742-6708
FAX:03-5742-6797



しながわ見守りホットライン

- 児童虐待 0120-726-628
- 高齢者虐待 0120-726-691
- 障害者虐待 0120-726-605
- DV 0120-776-602

支援内容

- 24時間の電話受付
- 虐待に関する情報収集、必要な支援の実施

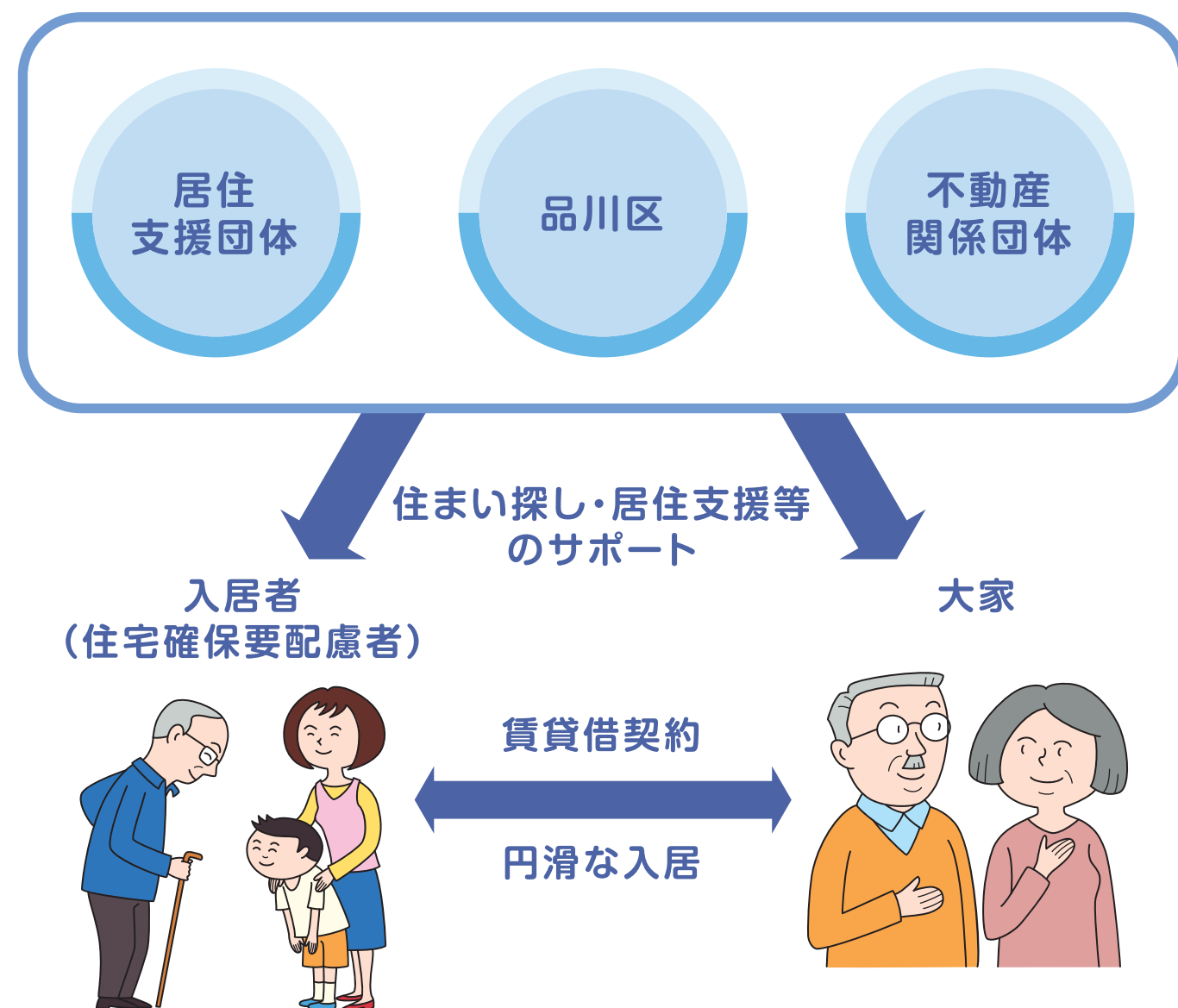
高齢者 障害者 低所得者 ひとり親世帯 に対する

住まい確保の支援について

品川区居住支援協議会を設立しました(令和2年2月)

居住支援協議会とは

- 住宅にお困りの方(住宅確保要配慮者)が、民間賃貸住宅へ円滑に入居するための支援策を検討するために、住宅セーフティネット法に基づき、組織された協議会です。
- 三者が連携し、入居者と大家をつなげるための支援策の検討を行います。



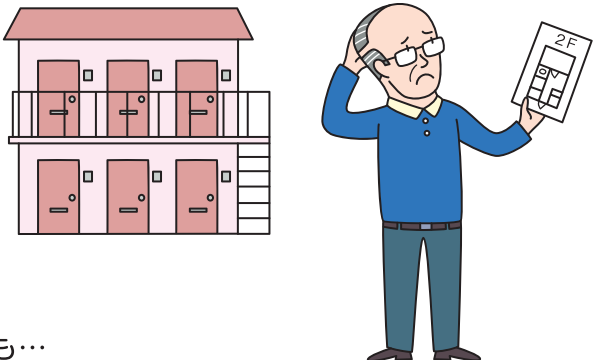
高齢者・ひとり親などが民間賃貸住宅に入居 する際の支援・サポートメニュー



お困り事

入居前

転居先が見つからない

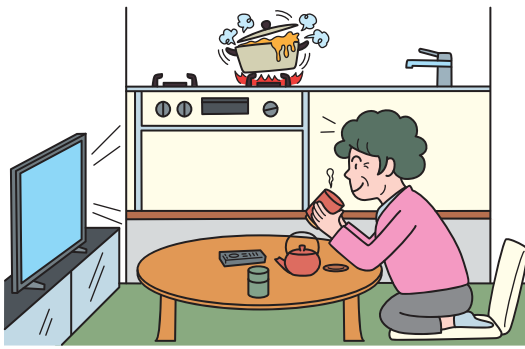


他にも…

- 契約手続きが複雑
- 保証人の確保が困難

入居中

不注意による事故



他にも…

- 生活費の不足による家賃滞納
- めまいやふらつき等の突然の体調不良

退去時

孤独死などの不安



他にも…

- 家財などの残置物の取り扱い
- 原状回復の費用

● 支援・サポート

こんな支援・サポートがあれば安心

- 相談窓口の設置
- 住まいや支援・サポートの情報共有
- 公的賃貸住宅の紹介
- 家賃債務保証の利用支援 など



安い家賃の住宅を探しています。住まい探しの支援があれば助かります。



収入が不安定な方は、家賃債務保証を利用してもらえると安心です。

- 生活相談
- 見守りや生活支援サービスの実施
- 住宅改修に係る支援
- 生活保護の代理納付の実施 など



要介護認定の方や認知症の方が、見守りサービスを利用していれば安心です。

- 残置物の処分、原状回復に係る支援 など



身寄りのない入居者がなくなったとき、家財や残置物の処分ができる仕組みがあれば安心です。

本区で実施されている支援・サポートメニュー

高齢者	障害者	低所得者	ひとり親
13 住宅確保要配慮者入居促進事業			
1 品川区高齢者住宅生活支援サービス事業（あんしん居住サポート）	5 障害者住宅あつ旋事業		10 ひとり親家庭住宅入居支援事業
2 高齢者住宅あつ旋事業	8 精神障害者の居住支援コーディネート事業		11 ひとり親家庭転宅資金貸付
3 高齢者救急代理通報システム	6 住宅設備改善費の給付	9 住居確保給付金	12 ひとり親家庭相談
4 住宅改修給付事業	7 障害者救急代理通報システム		

相談窓口

■ 高齢者

■ 障害者

■ 低所得者

■ ひとり親

P.3・4に記載のある、それぞれの事業の問合せ先にご連絡ください。
P.5に記載のある、それぞれの事業の問合せ先にご連絡ください。
暮らし・しごと応援センター TEL:03-5742-9117
子ども家庭支援センターひとり親相談係 TEL:03-5742-6589

高齢者

1 品川区高齢者住宅生活支援サービス事業（あんしん居住サポート）

事業概要

●品川区にお住まいの65歳以上の高齢者を対象に、民間賃貸住宅への住み替え支援および生活支援を行います。

対象

●区内在住2年以上の65歳以上のひとり暮らしまたは世帯の方（生活保護受給の方は対象外）で、住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある方等。その他対象要件がございますので、詳しくはお問い合わせください。



サポート内容

●基本サービス

- ①高齢者救急代理通報システム（無料）
- ②定期連絡
- ③生活相談
- ④緊急対応

（4,800円／2年）※有料

⑤家財撤去・残置物処分（37,500円～）※有料

●オプションサービス（有料）

- ①生活支援サービス（利用時間に応じた費用＋交通費）
 - ・金融機関への同行など
- ②お別れサポート（条件に応じた費用）
 - ・火葬等支援
 - ・納骨・埋葬支援

問合せ先

●事業の問合せ
高齢者地域支援課 高齢者住宅担当
TEL:03-5742-6735 FAX:03-5742-6882

●サービスの問合せ
品川区社会福祉協議会 あんしん居住サポート
TEL:03-6429-7337 FAX:03-6429-7600

2 高齢者住宅あつ旋事業

事業概要

●立ち退きや居住環境劣悪等の理由で転居の必要がある65歳以上の高齢者のみ世帯を対象に、民間賃貸住宅をあつ旋し、その仲介手数料などの一部を助成（生活保護受給者を除く）します。

問合せ先

●高齢者地域支援課 高齢者住宅担当
TEL:03-5742-6735 FAX:03-5742-6882



3 高齢者救急代理通報システム

事業概要

●品川区にお住まいの65歳以上の高齢者のみ世帯などを対象に、ご自宅に高齢者救急代理通報システムを配備し、見守りと緊急対応を行います。

問合せ先

●福祉計画課 地域包括ケア推進担当
TEL:03-5742-6914 FAX:03-5742-6797



4 住宅改修給付事業

事業概要

- 高齢者などが、住み慣れたご自宅で生活が続けられるように、手すりの取り付けや段差解消などを行う際に、住宅改修費を助成します。
- 賃貸住宅の改修には、大家等の承諾書が必要です。
- 適切な住宅改修ができるように、相談・助言を行う「住宅改修アドバイザー派遣」制度も利用可能です。

問合せ先

●高齢者福祉課 介護給付係
TEL:03-5742-6927 FAX:03-5742-6881

支え愛・ほっとステーション事業

住み慣れたまちで暮らし続けられるように、日常生活のちょっとした困り事などの不安を解消し、生活相談や見守り、簡易なお手伝いなどを行う拠点を各地域センター内に開設しています。

対象

- 65歳以上の高齢者のみ世帯
- 日中・夜間に高齢者のみになる世帯 など

相談

サービス案内

フリースペース

ほっと訪問
ほっと電話

問合せ先

●お近くの支え愛・ほっとステーションへ

	住所	TEL
品川第一	北品川3-11-16	03-6433-9133
品川第二	南品川5-3-20	03-6433-0441
大崎第一	西五反田3-6-3	03-6421-7810
大崎第二	大崎2-9-4	03-6303-9139
大井第一	南大井1-12-6	03-6404-6878
大井第二	大井2-27-20	03-5728-9093
大井第三	西大井2-10-3	03-6429-9637
荏原第一	小山3-14-1	03-6421-5557
荏原第二	荏原6-17-12	03-6426-4110
荏原第三	平塚1-13-18	03-6421-6542
荏原第四	中延5-3-12	03-6426-2464
荏原第五	二葉1-1-2	03-6426-2625
八潮	八潮5-10-27	03-5755-9828



在宅介護支援センター

高齢者とその家族が、身近なところで気軽に専門職員に相談できる窓口です。
介護保険をはじめ、必要な保健・医療・福祉サービスの調整を行うなど、高齢者の在宅生活の自立支援を図ります。

対象

- 介護保険の要介護認定者
- 基本チェックリストの実施により、介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された方
- 日常生活を営むのに支障のある高齢者または心身に障害のある方およびその家族 など

支援内容

- 相談と必要なサービスの調整
- 手続きの代行
- 福祉機器の紹介や住宅改修相談
- 要介護認定調査
- 基本チェックリストの実施
- 居宅サービスの計画（ケアプラン）などの作成
- 訪問介護事業所の併設（一部のみ）

問合せ先

●お近くの在宅介護支援センターへ



障害者

5 障害者住宅あっ旋事業

事業概要

- 住宅にお困りの障害者に対して、区内民間賃貸住宅のあっ旋を行い、また一定の要件のもと、その仲介手数料などの一部を助成します。

問合せ先

- 障害者支援課 障害者支援係
TEL:03-5742-6707 FAX:03-3775-2000



7 障害者救急代理通報システム

事業概要

- ひとり暮らしの障害者、または障害者と高齢者のみで構成される世帯を対象に、ご自宅に障害者救急代理通報システムを配備し、見守りと緊急対応を行います。

問合せ先

- 障害者支援課 障害者支援係
TEL:03-5742-6707 FAX:03-3775-2000



低所得者

9 住居確保給付金(生活困窮者自立支援事業)

事業概要

- 離職などによる住宅喪失または喪失の恐れがある生活困窮者に、一定の要件のもと家賃相当および転居費用相当の「住居確保給付金」を支給します。(上限額あり)

問合せ先

- 品川区暮らし・しごと応援センター
TEL:03-5742-9117



6 住宅設備改善費の給付

事業概要

- 身体障害者(児)が、住み慣れたご自宅で生活が続けられるように、住宅設備改善の費用を助成します。

問合せ先

- 障害者支援課 障害認定事務係
TEL:03-5742-6710 FAX:03-3775-2000



8 精神障害者の居住支援コーディネート事業

事業概要

- 精神障害者に対して、コーディネーターによる手続の同行や生活が安定するまでの居住支援を行います。

問合せ先

- 事業の問合せ
障害者支援課障害者相談支援担当
TEL:03-5742-6711 FAX:03-3775-2000
- サービスの問合せ
品川区東品川精神障害者相談支援センター
TEL:03-6260-2500 FAX:03-6260-2501

暮らし・しごと応援センター

生活困窮者を支援するために、生活と就労に関する支援員を配置し、就職、住居、家計簿作成などをサポートします。

支援内容

- 自立相談支援事業
生活困窮者からの相談を受ける窓口設置、路上生活者への巡回相談を実施
- 就労準備支援事業
カウンセリングにより、就労の阻害要因を把握し、就労意欲の喚起や就労前準備を支援
- 子どもの学習・生活支援事業
子どものいる家庭に、カウンセリングや家庭訪問を実施し、適切な機関や事業を紹介
- 家計改善相談支援事業
家計簿作成の支援 など

問合せ先

- 品川区暮らし・しごと応援センター
TEL:03-5742-9117



ひとり親世帯

10 ひとり親家庭住宅入居支援事業

事業概要

- 品川区にお住まいのひとり親家庭を対象に、民間賃貸住宅の家賃債務保証料の一部を助成します。

対象

- 区内に引き続き6か月以上居住しているひとり親家庭の児童扶養手当を受給している母または父で、賃貸借契約上、連帯保証人を立てることができない方。
- 生活保護などの支援給付を受けていない方。
- 転居先が引き続き区内の方。

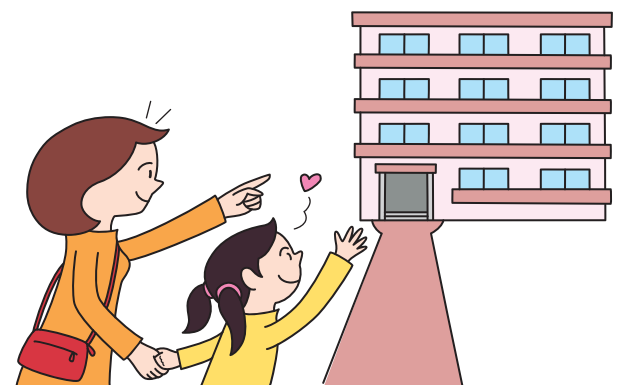
問合せ先

- 子ども家庭支援センター ひとり親相談係
TEL:03-5742-6589 FAX:03-5742-6387



サポート内容

- 初回保証料の助成
民間賃貸住宅の賃貸借契約の締結時に、家賃債務保証会社に支払う初回保証料を助成します。(上限10万円)
- 事前相談
サービス利用にあたって、生活相談や就労相談を行うなど、自立生活に向けた支援を行います。



11 ひとり親家庭転宅資金貸付

事業概要

- ひとり親家庭に対し、転居に必要な資金(敷金、前家賃、運送代等)の貸し付けを行います。区外へ転出する場合は転出先にご相談下さい。(都内に限る)

問合せ先

- 子ども家庭支援センター ひとり親相談係
TEL:03-5742-6589 FAX:03-5742-6387



12 ひとり親家庭相談

事業概要

- ひとり親家庭の自立を支援するために、母子生活支援施設への入所や生活に関する相談を行います。
- 自立に必要な資金の貸し付けなどを行います。
- 児童扶養手当受給者等で就労意欲のあるひとり親家庭の母または父に対して、就労相談員が個々の状況・ニーズに応じた就労プログラム策定など、就労相談を行います。
- 求職活動の助言およびハローワークへの同行などを行います。

問合せ先

- 子ども家庭支援センター ひとり親相談係
TEL:03-5742-6589 FAX:03-5742-6387

